## 平成28年7月1日から

# 違反対象物の公表制度 が始まります。

近年、ホテルや社会福祉施設において、尊い生命が失われる悲惨な火災が発生していま す。火災が発生した建物には、消防法令で義務付けられている消防用設備が設置されてい ないなどの違反が見受けられることがあります。

このため宮崎市消防局では、平成28年7月1日から、宮崎市・国富町・綾町の建物を 利用される皆様の安全・安心のために、消防法令に関する重大な違反のある建物について、 その法令違反の内容を公表する「違反対象物の公表制度」を実施します。

なお、公表については、7月1日以降に実施する立入検査で違反を確認した対象物から 順次、宮崎市ホームページ上に掲載します。

### 1 公表の対象となる建物

消防法令上「特定防火対象物」として規定されている対象物で、多数の一般の方が 利用する建物が該当します。

【例】映画館、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設など



#### 2 公表の対象となる法令違反の内容

消防法第4条第1項に規定する立入検査において、次に掲げる消防用設備等が一切設置されてい ないと認められたものを対象とします。

(消防法令により設置が義務付けられているものに限ります。)

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

## 3 公表する内容

- ・建物の名称 所在地及びその部分の名称
- 違反内容
- その他(公表日など)



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



屋内消火栓設備

4 公表する方法 宮崎市ホームページの次の場所に掲載します。

#### 【宮崎市ホームページ】

くらし・手続き ⇒ 消防・防災 ⇒ お知らせ ⇒「消防法令違反対象物の公表制度」 ※国富町・綾町のホームページからも閲覧することができます。



【お問い合わせ先】

北消防署予防査察係 電話 32-4667 南消防署予防查察係 電話 53-0033 電話 32-4904 消防局予防課